# 第13回　気仙沼市農業委員会総会議事録

1　会議の日時　　令和４年６月27日（月）午後１時48分から２時35分

2　会議の場所　　新月公民館 研修室１・２

3　出席農業委員（12名）

| | | |
|---|---|---|
| １番　鈴木敏榮 | ２番　熊谷活男 | ３番　尾形　稔 |
| ４番　中村義之 | ５番　三浦　茂（欠） | ６番　髙橋利夫（欠） |
| ７番　熊谷まゆみ | ８番　金野政義 | ９番　齋藤憲一 |
| 10番　三浦悦子 | 11番　横山久一 | 12番　吉田和広 |
| 13番　畠山盛信 | 14番　吉田幸志 | |

4　出席農地利用最適化推進委員（11名）

| | | |
|---|---|---|
| 15番　松　敏明 | 16番　村上正博 | 17番　千葉清幸 |
| 18番　白幡高二 | | 20番　佐藤信行（欠） |
| 21番　藤田隆一 | 22番　佐藤良人 | 23番　及川　衛 |
| 24番　畠山義朗 | 25番　三浦光雄 | 26番　佐藤俊夫 |
| 27番　小野寺隆一 | | |

5　欠席農業委員

５番　三浦　茂　　６番　髙橋利夫

6　欠席農地利用最適化推進委員

20番　佐藤信行

7　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員

なし

8　議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第１号　農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について
第３　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
第４　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
第５　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
第６　議案第５号　非農地証明願について
第７　議案第６号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について
第８　議案第７号　令和２年度地籍調査事業（一筆地調査）に伴う登記簿上農地である土地の現況地目認定について
第９　報告第１号　農地現状変更届の報告について
第10　その他

9　農業委員会事務局職員

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 小山克志 |
| 次長 | 及川　智 |
| 主幹兼主任 | 鈴木しずか |
| 主幹 | 村上　将 |
| 主事 | 遠藤雄子 |
| 主事 | 有田久美 |
| 主事 | 千葉美紗都 |

10　会議の概要

午後１時 48 分　開会

| | |
|---|---|
| 議　　長 | ただいまの出席委員は，12 人であります。<br>定足数に達しておりますので，第 13 回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。<br>また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。<br>ただちに，本日の会議を開きます。<br>本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。<br>本日の欠席委員は，５番三浦茂君，６番髙橋利夫君の２人であります。農地利用最適化推進委員は，20 番佐藤信行君の１人から欠席の連絡がありましたので報告いたします。 |
| 議　　長 | これより議事に入ります。<br>日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。<br>農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。 |
| 全　委　員 | （「異議なし」の声） |
| 議　　長 | 御異議なしと認めます。<br>それでは，議事録署名委員に，13 番畠山盛信君と 14 番吉田幸志君を指名いたします。 |
| 議　　長 | 次に，日程第２，議案第１号「農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について」を議題といたします。<br>事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。 |
| 鈴木主任 | （議案朗読） |
| 及川次長 | （議案説明）<br>議案書２ページをお開き願います。受付番号１番，岩月千岩田。議案関係図面は１ページになります。土地の地番，当初計画者，承継者，地目，地積等については議案書記載のとおりであり，受付番号２番以後においては省略して説明します。当初計画の許可日・許可番号は令和２年８月７日気振指令第 393 号。工事現場から発生する土の仮置き場としての一時転用で，期間は令和４年６月 30 日となっておりました。変更後の計画は事業期間の延長であり，資材供給に支障が生じ，工事が遅延したため，現在申請している土の仮置き場を利用するため期間の延長をするもので，期間を令和４年 12 月 31 日までとするものです。<br>受付番号２番，本吉町午王野沢。議案関係図面は４ページになります。当初計画の許可日・許可番号は令和４年１月 18 日気振指令第 663 号。林道田束線災害復旧工事の資材ヤードとしての一時転用で，期間は令和４年６月 30 日となっておりました。変更後の計画は事業期間の延長であり，林道田束線を利用した木材搬出との工程調整で，工事が遅延したため，現在申請している資材ヤードを利用するため，期間の延長をするものであり，期間を令和５年３月 31 日までとするものです。<br>受付番号３番，本吉町滝沢。議案関係図面は７ページになります。当初計画の許可日・許可番号は令和４年１月 18 日気振指令第 662 号。林道馬籠滝沢線災害復旧工事の資機材置場としての一時転用で，期間は令和５年３月 31 日となっておりました。変更後の計画は事業期間の延長であり，工事で使用する盛土材を県の公共事業箇所から調達する工程で，搬入時期の調整に時間を要し，工事が遅延したため，現在申請している資材置場を利用するため，期間の延長をするものであり，期間を令和５年３月 31 日までとするものです。<br>以上，受付番号１番から３番の３件の事業計画の変更について，御審議をお願いします。<br>以上で議案第１号の説明を終わります。 |

| | |
|---|---|
| 議　　長 | ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。<br>発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。<br>受付番号１番はいかがですか。22 番佐藤委員。 |
| 22 番佐藤委員 | 22 番佐藤です。先日４名で確認してまいりました。事業計画変更ということでございます。事務局が話したとおりでございます。大体 80%くらいの進捗率と見てまいりました。以上です。 |
| 議　　長 | 受付番号２番と３番はいかがですか。４番中村委員。 |
| ４番中村委員 | ４番中村です。申請物件の方は，どちらも令和２年に許可を受けている土地でございます。期間の延長のみということで，何ら問題ございません。許可相当と確認いたしました。 |
| 議　　長 | 受付番号１番から３番について，農地検討委員長いかがですか。 |
| 農地検討委員長 | ２番熊谷です。何れの案件も期間の延長ということで，事業計画の変更でありますので，許可相当と思われます。以上です。 |
| 議　　長 | これより質疑に入ります。<br>質疑はありませんか。 |
| 全　委　員 | （「なし」の声） |
| 議　　長 | 質疑なしと認めます。<br>以上で，質疑を終結いたします。<br>それでは採決いたします。<br>議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 全　委　員 | （「異議なし」の声） |
| 議　　長 | 御異議なしと認めます。<br>よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。<br>本件については，承認する旨の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。 |
| 議　　長 | 次に，日程第３，議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。<br>事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。 |
| 鈴木主任 | （議案朗読） |
| 及川次長 | （議案説明）<br>議案書４ページをお開き願います。併せて３条調書を御用意ください。受付番号１番，赤岩平貝。議案関係図面は 10 ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，受付番号２番以降は省略して説明します。都市計画区域内。農振地域外。自作地でございます。譲受人の経営面積は 1,654 ㎡。労働力は１人。従事日数は 300 日。農機具等は耕耘機３台を所有しています。譲り受け，耕作するものでございます。受付番号２番と交換するものです。<br>受付番号２番，赤岩平貝。議案関係図面は 13 ページになります。都市計画区域内。農振地域外。自作地でございます。譲受人の経営面積は 2,915 ㎡。労働力は２人。従事日数は 600 日。農機具等はトラクター１台，耕耘機４台，田植機１台，稲刈機１台を所有しています。譲り受け，耕作するものでございます。受付番号１番と交換する |

| | |
|---|---|
| | ものです。<br>　受付番号３番，赤岩前田。議案関係図面は 16 ページになります。都市計画区域。農用地区域内農地。自作地でございます。譲受人の経営面積は 20,509 ㎡。労働力は２人。従事日数は 500 日。農機具等はトラクター１台，田植機１台，管理機１台，軽トラック１台を所有しています。譲り受け，耕作するものでございます。受付番号４番と交換するものです。<br>　受付番号４番，赤岩前田。議案関係図面は 19 ページになります。都市計画区域。農用地区域内。自作地でございます。譲受人の経営面積は 21,136 ㎡。労働力は２人。従事日数は 400 日。農機具等はトラクター１台，コンバイン１台，田植機１台，管理機１台，軽トラック１台を所有しています。譲り受け，耕作するものでございます。受付番号３番と交換するものです。<br>　受付番号５番，芳ノ口。議案関係図面は 23 ページになります。都市計画区域。農用地区域内。自作地でございます。譲受人の経営面積は 4,568 ㎡。労働力は３人。従事日数は 230 日。農機具等はトラクター１台，耕耘機１台，田植機１台，コンバイン１台を所有しています。売買により譲り受け，耕作するものでございます。<br>　議案第２号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。<br>　以上で議案第２号の説明を終わります。 |
| 議　　長 | 　ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。<br>　受付番号１番と２番はいかがですか。９番齋藤委員。 |
| ９番齋藤委員 | 　９番齋藤です。ただいま事務局が話したとおりでありまして，現地を確認したところ，ネギ等が植わって耕作しておりますので，何ら問題ないと思いますので，よろしくお願いします。 |
| 議　　長 | 　受付番号３番と４番はいかがですか。３番尾形委員。 |
| ３番尾形委員 | 　３番尾形です。松岩の委員さん３名で見てまいりました。どちらも綺麗に整備されておりますので，許可妥当だと思います。以上です。 |
| 議　　長 | 　受付番号５番はいかがですか。12 番吉田委員。 |
| 12 番吉田委員 | 　12 番吉田です。場所は芳ノ口。上八瀬の簡易郵便局の裏にあります。譲り受ける人が，この前まで作業受託してやっていましたけれども，相続人が仙台の方に引っ越すために売却したいとのことでした。現地を確認したところ，譲り受ける人は，真面目にやって草が一本もおがっていない田んぼにしていました。以上です。 |
| 議　　長 | 　受付番号１番から５番について，農地検討委員長いかがですか。 |
| 農地検討委員長 | 　２番熊谷です。受付番号１番から４番は土地交換ということで，譲り受けて引き続き耕作するということで。また５番は，これも譲り受けまして引き続き耕作するということで，引き続き農業を続けるということで許可相当と思われます。以上です。 |
| 議　　長 | 　これより質疑に入ります。<br>　質疑はありませんか。<br>　はい，15 番松委員。 |
| 15 番松委員 | 　15 番松です。参考のために，ちょっと差し支えなければお聞きしたいのですけども，１番と２番ですね，交換して耕作するということでございますけれども，差し支えなければ，なぜ交換しなくてはならないのか，その辺の理由がありましたら，お聞かせください。 |

| | |
|---|---|
| 議　　長 | はい，事務局。説明をお願いします。 |
| 及 川 次 長 | はい，農地の形状を整えるためだと思われます。 |
| 議　　長 | 松委員，よろしいですか。 |
| 15 番松委員 | はい，分かりました。 |
| 議　　長 | 他にありませんか。 |
| 全　委　員 | (「なし」の声) |
| 議　　長 | 質疑なしと認めます。<br>以上で，質疑を終結いたします。<br>それでは採決いたします。<br>議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 全　委　員 | (「異議なし」の声) |
| 議　　長 | 御異議なしと認めます。<br>よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。<br>本件については，許可書をそれぞれ交付することにいたします。 |
| 議　　長 | 次に，日程第４，議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。<br>事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。 |
| 鈴 木 主 任 | (議案朗読) |
| 及 川 次 長 | (議案説明)<br>議案書６ページをお開き願います。受付番号１番，所沢。議案関係図面は 25 ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりであります。都市計画区域内。準工業地域。農業振興地域外。農用地区域外。第３種農地と見ております。目的は駐車場。28 台分でございます。<br>以上，受付番号１番の１件について御審議をお願いします。<br>以上で議案第３号の説明を終わります。 |
| 議　　長 | ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。<br>受付番号１番はいかがですか。14 番吉田委員。 |
| 14 番吉田委員 | 14 番吉田です。去る 25 日に委員４人で見て来ました。もともと水田で排水路も整備されており，周りの農地に影響はないものと見て来ました。以上です。 |
| 議　　長 | 受付番号１番について，農地検討委員長いかがですか。 |
| 農地検討委員長 | ２番熊谷です。申請地はですね，隣接する水田には影響はないと思われますので，許可相当と思われます。以上です。 |
| 議　　長 | これより質疑に入ります。<br>質疑はありませんか。 |
| 全　委　員 | (「なし」の声) |

| | |
|---|---|
| 議　　長 | 質疑なしと認めます。<br>以上で，質疑を終結いたします。<br>それでは採決いたします。<br>議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 全　委　員 | （「異議なし」の声） |
| 議　　長 | 御異議なしと認めます。<br>よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。<br>本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。 |
| 議　　長 | 次に，日程第５，議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。<br>事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。 |
| 鈴木主任 | （議案朗読） |
| 及川次長 | （議案説明）<br>議案書８ページをお開き願います。受付番号１番，最知北最知。議案関係図面は 29 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。都市計画区域内。農業振興地域内。農用地区域外。第３種農地と見ております。契約内容は賃貸借。目的は一般住宅建築でございます。居宅２階建１棟 86.95 ㎡。駐車場２台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。<br>受付番号２番，波路上杉ノ下。議案関係図面は 38 ページになります。都市計画区域内。農業振興地域内。農用地区域外。第１種農地と見ております。現況は休耕でございます。契約内容は賃貸借。目的は駐車場用地で一時転用でございます。駐車場 55 台分。申請地を借り受け，お伊勢浜海水浴場の駐車場として使用するものでございます。<br>以上，受付番号１番と２番の２件について御審議をお願いします。<br>以上で議案第４号の説明を終わります。 |
| 議　　長 | ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。<br>受付番号１番と２番はいかがですか。１番鈴木委員。 |
| １番鈴木委員 | １番鈴木です。日曜日の日に４名で見てまいりました。１番はですね，震災で高台に残ったところに家を建てるということで，周辺には農地はございませんので，問題はないと見てまいりました。２番の方は，お伊勢浜海水浴場のすぐ傍の高台でございます。問題ないと見てまいりました。以上です。 |
| 議　　長 | 受付番号１番と２番について，農地検討委員長いかがですか。 |
| 農地検討委員長 | ２番熊谷です。何れの案件もですね，周辺の農地に影響はないようですので，許可相当と思われます。以上です。 |
| 議　　長 | これより質疑に入ります。<br>質疑はありませんか。 |
| 全　委　員 | （「なし」の声） |
| 議　　長 | 質疑なしと認めます。<br>以上で，質疑を終結いたします。<br>それでは採決いたします。 |

| | |
|---|---|
| | 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 全　委　員 | （「異議なし」の声） |
| 議　　長 | 御異議なしと認めます。<br>よって，議案第４号は原案のとおり決定いたしました。<br>本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。 |
| 議　　長 | 次に，日程第６，議案第５号「非農地証明願について」を議題といたします。<br>事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。 |
| 鈴木主任 | （議案朗読） |
| 及川次長 | （議案説明）<br>議案書 10 ページをお開き願います。受付番号１番，浪板。議案関係図面は 43 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。都市計画区域内。農振地域外。現況は雑種地でございます。農地以外に供された事由は，三陸道造成による山道造成にともない当該地が非農地化しました。農地以外に供された時期は年月日不詳です。<br>受付番号２番，中山。議案関係図面は 47 ページになります。都市計画区域外。農振地域外。現況は原野でございます。農地以外に供された事由は，申請地は昭和年月日不詳により耕作が放棄され，現在は雑木類が自然成長し原野となっており，今後も農地としての復元性はないと思われます。農地以外に供された時期は昭和年月日不詳です。<br>受付番号３番，早稲谷。議案関係図面は 51 ページになります。都市計画区域外。農用地区域内。現況は原野でございます。農地以外に供された事由は，申請地は 20 年以上何も耕作しておらず，立木等が生い茂る荒廃地（原野）となっており，かつ，今後耕作することは年齢等から考え事実上不可能な状況にあります。農地以外に供された時期は年月日不詳です。<br>以上，受付番号１番から３番の３件について，農地への復元性はないと判断いたしました。<br>以上で議案第５号の説明を終わります。 |
| 議　　長 | ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。<br>受付番号１番は，私の担当であります。先般，担当委員と調査をしてまいりました。周辺には農地がないということよりも山林化しております。そういうことで異議ないものと判断いたしました。 |
| 議　　長 | 受付番号２番はいかがですか。18 番白幡委員。 |
| 18 番白幡委員 | 18 番白幡です。今回の申請地は草木の生い茂った状態になっておりまして，先ず何十年も畑としては使用されていない土地になっていますので，今回の非農地証明ということで問題なしと思われます。以上です。 |
| 議　　長 | 受付番号３番はいかがですか。12 番吉田委員。 |
| 12 番吉田委員 | 12 番吉田です。20 年以上，人の手がかかっておらず，その前に畑があるのですけども，松とか竹，かやとか生い茂っていて，耕作は不可能と考えます。よろしくお願いします。 |
| 議　　長 | 受付番号１番から３番について，農地検討委員長いかがですか。 |
| 農地検討委員長 | ２番熊谷です。何れの申請案件もですね，農地への復元性はないと思われますので |

| | |
|---|---|
| | 許可相当と思います。以上です。 |
| 議　　長 | これより質疑に入ります。<br>質疑はありませんか。 |
| 全　委　員 | （「なし」の声） |
| 議　　長 | 質疑なしと認めます。<br>以上で，質疑を終結いたします。<br>それでは，採決いたします。<br>議案第５号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 全　委　員 | （「異議なし」の声） |
| 議　　長 | 御異議なしと認めます。<br>よって，議案第５号は，原案のとおり決定いたしました。<br>本件については，願い出のとおり証明することにいたします。 |
| 議　　長 | 次に，日程第７，議案第６号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。<br>事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。 |
| 鈴木主任 | （議案朗読） |
| 及川次長 | （議案説明）<br>議案書 12 ページをお開き願います。今回提案いたします農用地利用集積計画につきましては，受付番号１番から 12 番まで，すべてが，みやぎ農業振興公社による農地中間管理権の設定案件で，農業経営基盤強化促進法による利用権（賃借権）の新規設定です。<br>受付番号１番，議案関係図面は 60 ページからです。申請地の地番，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。借受け予定地は松崎中瀬です。利用権設定期間は公告日の翌日から 10 年間を予定しています。<br>受付番号２番と３番，議案関係図面は 62 ページからです。借受け予定地は本吉町津谷新明戸です。利用権設定期間は公告日の翌日から５年間を予定しています。<br>受付番号４番から 12 番，議案関係図面は 66 ページからです。利用権設定期間は公告日の翌日から 10 年間を予定しています。<br>以上，農用地利用集積計画案の決定について，御審議をお願いいたします。<br>以上で議案第６号の説明を終わります。 |
| 議　　長 | ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。<br>受付番号１番はいかがですか。13 番畠山委員。 |
| 13 番畠山委員 | 13 番畠山です。場所は，先ほど事務局の方から説明がありましたけれども，八幡様の西側で，耕地整備が行われた場所の中にあります。２回目の更新ということで問題ありません。よろしくお願いいたします。 |
| 議　　長 | 受付番号２番と３番はいかがですか。７番熊谷委員。 |
| ７番熊谷委員 | ７番熊谷です。先日，現地確認してまいりました。事務局から説明のあったとおりです。問題ありません。 |
| 議　　長 | 受付番号４番から 12 番はいかがですか。27 番小野寺委員。 |

| | |
|---|---|
| 27番小野寺委員 | 27番小野寺です。25日に大谷担当の４人で，現地調査を実施いたしました。ここはですね，階上大谷土地改良区内の圃場であります。若干昨年までの耕作者と違っております。現地調査した結果ですが，作付けされている状態で，何ら問題ないと思います。 |
| 議　　長 | 受付番号１番から12番について，農地検討委員長いかがですか。 |
| 農地検討委員長 | ２番熊谷です。何れの案件も農地中間管理機構を通しての集積ということで，一生懸命やっている方々への貸し付けということでございますので，許可相当と思われます。以上です。 |
| 議　　長 | これより質疑に入ります。<br>質疑はありませんか。 |
| 全　委　員 | （「なし」の声 ） |
| 議　　長 | 質疑なしと認めます。<br>以上で，質疑を終結いたします。<br>それでは採決いたします。<br>議案第６号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 全　委　員 | （「異議なし」の声） |
| 議　　長 | 御異議なしと認めます。<br>よって，議案第６号は原案のとおり決定いたしました。 |
| 議　　長 | 次に，日程第８，議案第７号「令和２年度地籍調査事業（一筆地調査）に伴う登記簿上農地である土地の現況地目認定について」を議題といたします。<br>事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。 |
| 鈴木主任 | （議案朗読） |
| 及川次長 | （議案説明）<br>議案書14ページをお開き願います。併せて議案第７号別冊を御準備願います。国土調査法に基づく地籍調査における地目の調査については，昭和42年２月18日付け経企土第７号経済企画庁総合開発局長通達「地目調査要領」により行われているところでありまして，原則的には，土地の現況及び主たる利用目的によって地目を認定することとされております。農地法上の転用許可書及び農業委員会等の非農地証明の添付がない場合において，特に登記簿上の地目が農地である土地の形質等が，例えば原野・山林・公共用地・雑種地等に変更されている時は，実務上の取扱として，必要に応じた農業委員会に照会し，確認，承認を得ることとなっております。今回御審議いただきますのは，令和２年度地籍調査事業（一筆地調査）により登記簿上農地である土地の現況地目が農地以外となっている土地についてです。議案書14ページに記載のあるとおり，外浜等の，登記簿上，田77筆，畑14筆の計91筆となります。なお，６月７日午前に，会長と職務代理，農地検討正副委員長，農政検討副委員長，地区担当委員の白幡推進委員並びに事務局で，今回御審議いただく土地のうち，57箇所ほどを抽出しまして現地確認をしております。後ほど，地区担当委員の白幡さんから御報告をいただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。<br>以上，御審議をお願いいたします。 |
| 議　　長 | 議案第７号について，産業部農林課の担当職員に出席をお願いしていますので，紹介いたします。<br>産業部農林課の佐藤邦文主幹兼地籍調査係長です。 |

| | |
|---|---|
| 佐藤係長 | 産業部農林課地籍調査係の佐藤です。よろしくお願いします。今回，御審議いただきますのは令和２年度地籍調査事業を行いました，外浜等２単位区域，外浜，大初平で登記簿上の農地となっている計 91 筆についてです。議案書 14 ページに記載のあるとおり，調査における現況といたしましては，宅地３筆 1,370.64 ㎡，山林 13 筆 13,506.00 ㎡,原野 33 筆 35,593.00 ㎡,公衆用道路６筆 591.00 ㎡,雑種地８筆 8,867.00 ㎡，その他 28 筆については，調査の結果，他地目への変更及び合筆のため地番が抹消された土地となります。詳細につきましては，議案第７号，別冊資料のとおりとなりますので，よろしくお願いいたします。以上です。 |
| 議長 | 地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。18 番白幡委員いかがですか。 |
| 18 番白幡委員 | 18 番白幡です。６月７日に会長及び会長職務代理，農地検討委員会の正副委員長，農政検討委員会の副委員長と，今御紹介された地籍調査係の方々と現地を案内していただきまして調査をしてまいりました。何れも農地への復元性はないと判断いたしましたので，よろしくお願いします。以上です。 |
| 議長 | 農地検討委員長いかがですか。 |
| 農地検討委員長 | ２番熊谷です。何れの案件もですね，耕作には不適地なとこでございまして，これも農地への復元性はないと思われますので許可相当と思われます。以上です。 |
| 議長 | これより質疑に入ります。<br>質疑はありませんか。 |
| 全委員 | （「なし」の声 ） |
| 議長 | 質疑なしと認めます。<br>以上で質疑を終結いたします。<br>それでは採決いたします。<br>議案第７号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 全委員 | （「異議なし」の声） |
| 議長 | 御異議なしと認めます。<br>よって，議案第７号は，原案のとおり決定いたしました。<br>本件については，異議ない旨の意見を付して気仙沼市長へ回答することにいたします。 |
| 議長 | 次に，日程第９，報告第１号「農地現状変更届の報告について」を議題といたします。<br>事務局から，報告をお願いします。 |
| 鈴木主任 | （報告朗読） |
| 及川次長 | （内容説明）<br>それでは，資料農地現状変更届報告書の一覧表をお開きください。今月は合計３件，３筆，2,575 ㎡の農地変更届がございました。以上でございます。 |
| 議長 | ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。 |
| 全委員 | （「なし」の声） |

| | |
|---|---|
| 議　　長 | 質疑なしと認めます。<br>質疑はないようですので，報告第１号を終わります。 |
| 議　　長 | 次に，日程第 10,「その他」に入ります。<br>委員から，特に御発言があればお願いをいたします。<br>どなたか，ありませんか。<br>はい，10 番三浦委員。 |
| 10 番三浦委員 | 10 番三浦です。報告なのですけど，６月 22 日，仙台で女性農業委員会総会アグリレディスの総会がありまして，研修会もありました。研修題目としては農業者の老後の設計ということで，愛知県出身の榊原先生から講演をいただきました。内容としては，大変私達に必要な内容でありましたので，とても良い研修会になりました。以上で報告といたします。 |
| 議　　長 | はい，どうも御苦労様でございました。他にありませんか。<br>はい，13 番畠山委員。 |
| 13 番畠山委員 | 13 番畠山です。６月の第２日曜日の日にですね,「花のみち 45」の植栽が行われまして，松岩の委員，それから農業委員会の事務局の方が参加されまして，無事，植栽が終わりましたので報告します。去年，うどんこ病だか灰カビ病にかかったのですが，今年はそれをないように，素晴らしい農業委員会の花壇にしたいと思っています。よろしくお願いいたします。 |
| 議　　長 | はい，どうも御苦労様でございました。他にありませんか。 |
| 全　委　員 | (「なし」の声) |
| 議　　長 | 発言はないようですので，その他の件を終わります。 |
| 議　　長 | これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。<br>以上をもちまして，第 13 回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。<br>大変お疲れ様でした。<br><br>（終了時間）　午後２時 35 分<br><br>令和４年６月 29 日<br><br>気仙沼市農業委員会 |